（前のページより続き）

○人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令（同二三）　六〇

○財務省定員規則の一部を改正する省令（**財務**一〇）　六一

○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（**厚生労働**五五）　六一

○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令及び介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（同五六）　六二

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五七）　六三

○年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（同五八）　六六

○国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（同五九）　六七

○農林水産省定員規則の一部を改正する省令（**農林水産**二三）　六九

○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（**国土交通**一八）　七〇

○道路法施行規則等の一部を改正する省令（同一九）　七二

○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（**環境**一〇）　七五

○環境省組織規則の一部を改正する省令（同一一）　七五

○環境省定員規則の一部を改正する省令（同一二）　八〇

〔規　則〕

○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（**公正取引委**一）　八〇

○警察庁の定員に関する規則等の一部を改正する規則（**国家公安委**四）　八一

〔訓　令〕

○検察庁事務章程の一部を改正する訓令（**法務**一）　八二

○主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令（**出入国在留管理庁**一）　八四

〔告　示〕

○少年院種類表の一部を改正する件（**法務**四四）　八六

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第八号等に規定する厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（**厚生労働**一二三）　八六

○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（同一二四）　八七

○国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件（同一二五）　八七

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件（同一二六）　八八

本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第七五号）（内閣官房）　八三

1　令和二年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第七六号）（内閣府本府）　八四

1　大臣官房に置かれる審議官の定数を改めることとした。（第八条関係）

2　大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第九条関係）

3　本府に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二〇条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（政令第七七号）（個人情報保護委員会）　八六

1　事務局に新たに審議官一人を置くこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇カジノ管理委員会事務局組織令の一部を改正する政令（政令第七八号）（カジノ管理委員会）　八七

1　総務企画部に公文書監理官一人を置き、その所掌事務を定めることとした。（第六条関係）

2　監督調査部に調査課を置き、その所掌事務を定めることとした。（第一一条及び第一四条関係）

3　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第七九号）（消費者庁）　八八

1　新たに審議官一人を置くこととした。（第二条関係）

2　参事官一人を廃止することとした。（第三条関係）

3　参事官一人の設置期間を令和七年三月三一日までとすることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、1については、同年七月一日から施行することとした。

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（法務省）　八九

1　大臣官房に置かれる参事官を一人増設することとした。（第一二条関係）

2　保護局に参事官一人を置くこととした。（第一二条及び附則第四項関係）

3　民事局商事課の所掌事務を変更することとした。（第二六条関係）

4　矯正局に更生支援管理官一人を置き、その職務について定めることとした。（第三四条及び第三八条関係）

5　訟務局に置かれる訟務支援管理官一人を廃止することとした。（第四八条及び改正前の第五二条関係）

6　訟務局に訟務支援課を置き、その所掌事務について定めることとした。（第四八条及び第五三条関係）

7　その他所要の規定の整備を行うこととした。

8　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、第二六条の改正規定は、法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行の日（令和二年七月一〇日）から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第八一号）（文部科学省）　九〇

1　文部科学省組織令の一部改正

㈠　総合教育政策局の所掌事務を再編し、同局に新たに国際教育課を置き、その所掌事務を定めることとした。（第四条及び第二四条～第三一条関係）

㈡　初等中等教育局健康教育・食育課が所掌している公立の学校の給食施設の整備に関する事務について、これを大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課に移管することとした。（第五条及び第四一条関係）